

ID: 136

担当部署: 農政課

処分の概要	特別徴収金の免除及び徴収猶予		
例規名 根拠条項	柴田町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例 第6条		
例規番号	平成30年条例第18号		
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (免除及び徴収の猶予) 第6条 町長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、特別徴収金を免除し、又はその徴収を猶予することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日